日本国際経済学会関東部会報告要旨　　　　　　　　　　　　 　2011年5月28日（土）

日本大学経済学部7号館

**私有財産保護と中国経済体制**

　唐 木 圀 和（慶應義塾大学）

序

中華人民共和国は、改革開放政策開始から間もない1980年4月に国際通貨基金（IMF）のメンバーとなり、1996年12月には、IMF8条国に移行した。一方、GATT加盟はなかなか認められず、1986年の加盟申請以来15年を経て、2001年12月に、WTO加盟を果たした。しかし、非市場経済国とされ、加盟にあたって、法令等の透明性の確保・公平な実施、価格への介入の削減、無差別原則の徹底、貿易関連制度の改善、関税引下げ、サービス自由化、加盟国側からの中国に対する経過措置の実施など、様々な条件を付けられた。協定遵守の点からも、市場経済国と認定されるためにも、市場経済体制の確立へ向けて、法的整備を含む一層の体制改革が必要となった。

2004年3月の憲法改正において中華人民共和国憲法に、私有財産の不可侵、および、私有財産と継承権の保護が明記された（「憲法」第13条）。また、2007年3月の第10期全国人民代表大会第5回会議で「物権法」が採択され、同年10月より施行された。

顧みれば、中国は、1978年12月の中国共産党第11期第3回中央委員会総会において、経済体制改革と対外開放の路線を定めて以降、政治面における社会主義を堅持したまま、経済面では市場経済体制への移行を進めてきた。

とりわけ、1992年10月の中国共産党第14回全国代表大会で「社会主義市場経済」を公認して以降、市場経済体制の整備が一段と促進された。

資源配分機構における指令的計画経済体制から市場経済体制への改革とならんで、所有制の面では、1987年11月に中国共産党第13回全国代表大会で「社会主義の初級段階」を容認することによって、企業にかんする多様な所有形態を認めた。

本報告では、2004年の憲法改正、2007年の物権法の制定における私有財産保護にかんする規定が、市場経済整備、延いては中国の政治・経済体制にどのような意義を持つかについて考究したい。

併せて、その意義を明らかにする過程で、1978年12月に始まる改革開放政策において、中国共産党や全国人民代表大会によって承認された決議や方針などが、中国の市場経済体制の確立にどのような意義を持っていたかを明らかにしたいと思う。

Ⅰ　社会主義市場経済

1990年前後、ソ連邦並びに東欧の社会主義諸国は、相次いで憲法から「社会主義」という言葉を削除した。だが中国は、現在も社会主義を国是として堅持している。憲法の規定から見ると、中国はあくまでも「社会主義国」である。すなわち、中華人民共和国憲法の前文（序言）には、「中国共産党の指導の下、マルクス･レーニン主義」による「人民民主独裁」という政治体制が規定されている。第１条には、「①中華人民共和国は、労働者階級の指導する、労農同盟を基礎とする人民民主独裁の社会主義国家である。② 社会主義制度は中華人民共和国の根本制度であり、いかなる組織あるいは個人も、社会主義制度を破壊することを禁止する」とある。

しかし、経済体制は1992年以来、「社会主義市場経済」という体制にある。すなわち、第15条には、「①国家は、社会主義市場経済を実行する。②国家は、経済立法を整備して、　　マクロ調整を完備する」と定められている。社会主義の下での、市場経済体制が憲法に定められているのである。

[社会主義市場経済の公認]

1992年10月、中国共産党第14回全国代表大会において、江沢民総書記が1978年12月以来の開放・改革路線の実践の基本的総括をし、経済体制改革の目標は「社会主義市場経済を確立し、生産力のさらなる解放と発展を促進することにある」と報告し、承認された。ここに「社会主義市場経済」という言葉が公認された。

「社会主義」という制約があるものの、「市場経済」が公認された意義は大きい。学者も政策立案者も安心して、市場経済という言葉を使えるようになり、金融市場、労働市場、不動産市場なども含め、様々な改革案の提示や理論展開がなされた。改革が一段と加速した。

[1992年に至るまでの改革過程]

市場において効率的な資源配分がなされるためには、財・サービス市場のみならず、生産要素市場における価格も需給によって決まることが必要である。1978年12月に始まる改革開放政策の展開過程が示すことは、利潤が資源の効率性を反映するものであるためには、労働、資本、土地など生産要素の価格も合理的なものでなくてはならず、生産要素に関しても市場原理を導入しなければならなくなるという事実である。かくて、統制をひとたび緩めれば、全面的な市場経済の導入にまで至ったのであった。

1984年10月、中国共産党の第12期中央委員会第3回総会は、市場における分業体制の構築に関して、重要な決定を行なった。すなわち、同総会において、社会主義計画経済を「共有制をふまえた計画的商品経済」という名称のもとに、「商品経済」が容認された。企業は政府機構の末端に位置する機構ではなく、国の計画と管理に従う前提のもとに、自主経営と損益自己負担の商品生産者および経営者であって、「一定の権利と義務を持つ法人」として、企業の法人格が認められたのである。

改革開放政策は、国内外の分業体制の確立と技術革新を目指すものであった。

同中央委員会総会において、対外開放政策に関しては、対外貿易体制の改革、技術交流の促進、経済特区の発展と沿岸都市を一層開放するという方針が示され、また、外資を利用し、合資経営企業、合作経営企業、単独投資企業を設立させることも、公有制経済の必要かつ有益な補完であるとされた。

国内分業については、「経済の比較的発達している地区と未発達の地区、沿海と内陸部と辺境地区、都市と農村、さらには各業種、各企業のあいだで、いずれも封鎖を打破し、門戸を開放すべきである」とされた。この方針を踏まえて、1986年3月採択の「第7次5カ年計画」には、中国を東部沿岸、中部、西部の3地区に分け、それぞれの地区が果たす役割が示された。

[社会主義初級段階]

GATT加盟申請の翌年、1987年には、所有制に関して大きな前進があった。「社会主義初級段階」論の公認である。これによって、多様な所有制が公認され、生産手段の私有制が可能になった。

すなわち、1987年11月、中国共産党第13回全国代表大会は、趙紫陽報告を採択し、中国が社会主義の初級段階という歴史段階にあることを承認した。その段階は、後進状態から徐々に脱却し、社会主義現代化を基本的に実現する歴史段階であり、21世紀半ば頃まで続く。この段階における矛盾は、「人民の物質的・文化的需要と立ち遅れた社会的生産の矛盾」であるとされる。この矛盾を主要な矛盾であるとすることによって、所有制の矛盾は、副次的なものと位置づけられることになった。

マルクス理論によれば、私的所有を認めるならば、生産手段の所有者と非所有者が生まれ、階級間の矛盾が生ずる。生産手段の全人民所有や集団所有においては、資本家対労働者という搾取者対被搾取者の階級対立は生じない。

階級間の矛盾を副次的矛盾として位置づけることによって、マルクス経済学における主要概念である「搾取」の問題を「社会主義初級段階」の間は棚上げにする道が開けた。このようにして、生産手段の私有を可能にし、民間の大企業が生まれる素地を築いたのである。

さらに同大会では、私営経済(民間企業のこと)、中外合資経営企業、外国所有企業等も「公有制経済の必要かつ有益な補完物」とした。また、市場形成についての進展としては、不動産市場も認めた。

これを受けて、1988年4月，第7期全国人民代表大会第１回会議で憲法が改正され、「私営経済は社会主義公有経済の補完物」であり、「国は私営経済の合法的権利と利益を保護する」と規定された。これによって、民間企業存立の法的根拠が認められたのであった。

なお、対外開放に関しては、同会議において、海南経済特区の設置、沿海経済開放区を140都市･県へと大幅に拡大することが決められた。また、「中華人民共和国外資企業法」を採択し、外資導入の促進という方針にしたがって法的整備を行なった。1988年7月には、 国務院は、｢台湾同胞の投資奨励に関する規定｣公布し、台湾からの投資受入れを容易にした。

1988年10月、上海浦東地区の開発が決められ、同年11月には破産法が施行されるなど、この1988年は、改革開放政策が進展した年であった。

[社会主義市場経済の展開過程]

1992年10月、中国共産党第14回全国代表大会における「社会主義市場経済」の公認を受けて、1993年11月、中国共産党14期中央委員会第3回総会では、「社会主義市場経済体制を確立するうえでの若干の問題についての中国共産党中央委員会の決定」がなされ、「現代企業制度」確立の提唱がなされた。そこでは、国有中大型企業を、国の行政機関に直結した公司（会社）ではなく、株式会社に改組する一方、小型国有企業については、請負経営の実行、株式制への改組、または売却する方針がうちだされた。この方針に沿って、「中華人民共和国会社法」が、1993年12月に制定され、翌94年7月に施行された。

1997年9月、中国共産党第15回全国代表大会の江沢民報告では、株式の国家所有・集団所有の部分も公有制の範囲であるとされた。

一方、私営経済については、1999年3月の第9期全国代表大会第２回会議の憲法改正で、「個人経済、私営経済等の非公有経済は社会主義市場経済の重要な構成部分である」と規定された。

[社会主義市場経済の二つの解釈]

では、社会主義に基づく市場経済はありうるのだろうか。従来、社会主義体制は、生産手段の公有と中央集権的経済計画を不可欠とする制度であり、一方、資本主義体制は、生産手段の私的所有と市場経済によって成り立つものであると考えられていた。そうであるならば、社会主義と市場経済には、相容れる余地はない。

しかし、次のように解釈すれば、「社会主義市場経済」は、あり得る市場形態であり、社会主義は市場経済と必ずしも矛盾しないと考えられよう。

一つは、社会主義の理想を実現する手段として市場経済を用いること、もう一つは、中国共産党の指導を貫徹しつつ、市場経済を運用するということである。

前者、すなわち、社会主義の理想を実現する手段として市場経済を用いる場合の社会主義を、目標としての社会主義と名付けよう。

市場経済は、競争を通じて、資源効率を向上させ、技術革新を活発化する。また、企業家は、技術革新の主要な担い手である。市場経済を発展させることにより、社会主義を実施するための物質的基礎の水準は高まるのであり、社会主義への道と市場経済は、両立することになる。このように、社会主義の理想を実現するために、手段として市場経済による資源配分を使うという意味に解するならば、中国の「社会主義市場経済」は、西欧諸国の福祉国家の経済運営と同じになる。

しかし、中国の現状を見ると、後者の意味にも解釈できる。すなわち、市場経済の運営自体に、国ないし党が何らかの形で関与する、つまり、「社会主義」という用語の意味はここでは、「中国共産党の指導」を堅持するということである。鄧小平が改革開放政策を遂行するに当たって、守らねばならぬ立国の基本と強調した「四つの基本原則」（社会主義への道、プロレタリアート独裁、中国共産党の指導、マルクス・レーニン主義および毛沢東思想）は実質上修正されてきたが、「中国共産党の指導」の堅持だけは揺るいでいない。この場合、「社会主義」は目的としてだけではなく、「方法としての社会主義」であり、そこではどのような形で、党の指導を市場経済において貫徹するかが課題となる。

この二通りの意味で、「社会主義市場経済」は存在し得る。すなわち、前者は、市場経済が手段であり社会主義は目標であるという点で整合している。

後者は、豊かで平等な社会の達成を目標とすることに加えて、市場取引や経営にも、中国共産党の意思が反映されるものである。ただしそれは、党が直接に企業経営を行なうとか、取引主体になるものではない。体制改革において「政企分離」「党企分離」というように、所有と経営の分離が行われてきた。市場のルールは法律によって定め、企業はそのルールを守って行動し、国は多くの株式を保有する株主として、企業運営に影響を及ぼす。中国は、中国共産党が支配する国であるので、董事会や監査役会によって国の意思が反映されれば、党の指導は貫徹されることになる。このような形の市場経済も存在し得る。

しかし、市場経済化を目指す改革の進展とともに、後に第Ⅳ節で見るように、国是である「社会主義」を揺るがす可能性が、出てきたのである。

Ⅱ　憲法改正

　2004年3月、第10期全国人民代表大会第２回会議において、「三つの代表」を前文に明記するとともに、私有財産権の不可侵を保障した憲法改正案が採択された。

[三つの代表]

前者に関しては、憲法前文に、「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、『三つの代表』の重要思想の導きのもとで」と記され、「三つの代表」論が、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論に並ぶ重要思想とされた。

「三つの代表」とは、江沢民が打ち出したものであり、最初にそれを提起したのは、2000年2月、広東省視察時の講話においてであった。

「開放経済下で社会主義市場経済を発展させるに当たり、中国共産党は、プロレタリア階級の先鋒隊の性質を保つとともに、最大多数の人民の利益を代表べきである。これまでも、中国共産党は、労働者階級の先鋒隊として革命、建設、改革の各時期を通じ、（１）中国の先進的な社会生産力の発展の要求（２）中国の先進文化前進の方向（３）中国の最も幅広い人民の根本的利益の三つを代表し、国家と人民の根本利益を実現するために努力してきた。これが人民から支持されてきた理由であり、今後とも中国共産党は、三つを代表にした正しい方向を打ち出して行くべきである」という考え方である。[[1]](#endnote-1)

三つの代表は、憲法改正に先立って、2002年11月、中国共産党規約に明記された。規約の前文の冒頭に「中国共産党は中国労働者階級の前衛部隊であると同時に、中国人民と中華民族の前衛部隊であり、中国の特色のある社会主義事業を指導する中核であり、中国の先進的生産力発展の要請を代表し、中国の先進的文化の前進する方向を代表し、中国の最も広範な人民の根本的利益を代表する。党の最高の理想と最終の目標は共産主義を実現することである。…この重要思想をみずからの行動の指針とする」と記されていた。[[2]](#endnote-2)

三つの代表論を江沢民が提唱した2000年当時、中国は世界第6番目の国内総生産（GDP）に達し、企業家が経済運営に果たす役割や社会的影響力も強くなってきていた。企業家を党内に取り込むこと、民間企業の党員を増やして企業に対する党の影響力を強めること、また、党財政を豊かにすることなどにも、三つの代表論提唱の目的があったと考えられる。

しかし、三つの代表を憲法に明記することには、それ以上の大きな意義がある。同じく憲法前文に、次のようにある。「中国共産党が指導し、社会主義勤労者、社会主義事業の建設者、社会主義を擁護する愛国者、祖国統一を擁護する愛国者の全員を含めて各民主党派と各人民団体が参加する幅広い愛国統一戦線がすでに結成された。この統一戦線は引き続き強固になり発展する」。このように、「社会主義事業の建設者」という文言が付け加えられたことによって、企業家が「人民民主独裁」の「人民」のなかに含まれることになった。人民が、資本家や労働者、反動分子などから政権を奪い、独裁を行うのが、「人民民主独裁」である。階級対立は、文化大革命の終結とともにすでに事実上はなくなっていた。しかし今回のように「人民」に企業家まで含めると、人民民主独裁体制における被抑圧階級は存在しないことになり、中国おいて人民とは、国民すべてということになる。ここに、1990年代に勃興してきたナショナリズムの基盤が整備されたと言えよう。

[私有財産権の保障]

憲法改正において、もう一つ特記すべきことは、私有財産権と継承権の保障が明記されたことである。

憲法第11条第２項は、従来は「国は個人経済、私営経済を指導、監督、管理する」であったのが、「国は個人経済、私営経営など非公有制経済の合法的な権利と利益を保護する。国は非公有制経済の発展を奨励、支持、指導するとともに、非公有制経済に対し法によって監督・管理する」へと改正された。すなわち、中国共産党第16期第３回中央委員会総会の決定通り、国は、非公有経済の合法的な権利と利益を保護するだけでなく、その発展を奨励することになった。

具体的にはどのような「合法的な権利と利益」を保護するのであろうか。従来の憲法第13条は、「国は公民の合法的な収入、貯蓄、家屋およびその他の合法的財産の所有権を保護する」、「国は法律の規定に従って公民の私有財産の継承権を保護する」であったものを、「公民の合法的な私有財産は侵犯されない」、「国は法律の規定に従って公民の私有財産権と継承権を保護する」とした。すなわち、従来は個人の生活に関わる財産についての保護にとどまっていたのが、今回の改正では、私有財産の不可侵を明記している。

同じく第13条に「国は公共利益の必要のため、法律の規定に従って公民の私有財産を徴収または徴用することができるとともに、補償を与える」とあり、「補償を与える」ことを明記して、財産権を認めている。なお憲法第10条第3項には、土地に関して、従来の「国は公共利益の必要のため、法律の規定に従って土地を徴用することができる」に、「…とともに、補償を与える」という文言を付け加えることにより、やはり、権利を明確にしている。

なお人権について、「国は人権を尊重、保護する」（「憲法」第33条）と、人権尊重を明記している点も、国や集団に対する個人の立場を強める観点から、注目に値する。

Ⅲ　物権法の制定

憲法の理念の実現は、具体的な法体系の中でなされていくべきものである。2007年3月、第10期全国人民代表大会第5回会議で「中華人民共和国物権法」が採択され、2007年10月より施行された。

｢物権法｣第3条は、「基本的経済体制と社会主義的市場経済原則」について定めており、

「① 国は、社会主義の初級段階において、公有制を主体とし、多種の所有制経済をともに発展させる基本的経済体制を堅持する。

② 国は公有制経済を強固にし、発展させ、非公有制経済の発展を奨励、支持及び牽引をする。

③ 国は社会主義的市場経済を実施し、あらゆる支持主体の平等な法的地位及び発展のための権利を保障する」とある。

この第3条③項は、国有企業であろうと私営企業であろうと、市場に参加する経済主体の法的地位及び権利が平等であると規定したものであって、公正な市場取引を確保するにあたって、非常に重要な規定である。

続く第4条には、「国、集団、私人の物権及びその他の権利者の物権は法的保護を受け、いかなる組織及び個人をも侵してはならない」として、「国家、集団及び私人の物権の平等保護原則」を定めている。[[3]](#endnote-3)

　物権法の制定に関与した学者によれば、本物権法は、所有権に関して、国家、集団、私人というように権利主体による所有権の分類という制度設計を採用してはいるが、第3条③項と第4条には、一体的保護の原則が「基本原則」として定められており、これらの規定によって、国家、集団、私人という法主体による所有権の分類が、従来のような実質的な意味を持たないことになったと言う。[[4]](#endnote-4)なぜならば、法主体においての分類は残るものの、これら主体の所有権に関する権利の保護は原則上、平等に取り扱われるからである。

　物権法のこの規定が、誠実に履行されるならば、頻発している土地紛争が、暴力に依らず、平穏に解決することが多くなるであろう。中国の土地はすべて国有であるが、土地の所有権と使用権が分離した土地使用制度になっており、土地使用者には使用権が認められている。物権法の用益物権制度は、農地使用関係の物権化にはじめて法的根拠を提供することになった。これによって、農民の土地に対する使用権を債権から物権へと転換し、土地所有者に対抗できる法的根拠を与え、改革・開放以来実施してきた農地請負契約制度を平穏に用益物権制度へと転換させることができる。そして、農民の経営自主権を保護し、中国農村経済の長期的、安定的発展を保証することになるという意義を有している。[[5]](#endnote-5)

Ⅳ　憲法改正・物権法の制定と「社会主義市場経済」

憲法改正と物権法の制定は、「社会主義市場経済」に本質的な矛盾が内包されていることを明らかにした。中国は改革開放政策の開始以降、市場経済を機能させるために、競争市場を整備してきた。また、所有制度に関しては、社会主義初級段階を公認して以降、非公有制経済の存在が認められただけでなく、2004年の憲法では、法に基づく国による監督・管理はあるものの、「国は非公有制経済の発展を奨励、支持、指導する」こととなった。

さらに、憲法で私有財産権が不可侵とされた上に、物権法では、土地使用権が、用益物権制度によって、債権から物権へと転換することになり、土地使用者である農民の使用権に、土地所有者に対抗できる法的根拠を提供することになったのである。

このような憲法改正および物権法の制定は、中国にとって、非常に大きな影響を及ぼすであろう。私人（個人および民間企業）の権利が、全人民所有(国家所有のこと)や集団所有の組織と同等の権利となることにより、第1に、市場における経済主体間で対等かつ公正な取引が可能となる。第2に、民間に富が蓄積することによって、中国国民の政治的発言力や人権を高めることになるであろう。但し、民間の権利が強くなってくると、土地調達のための時間がかかるようになり、開発の速度は落ちると予想される。

一方で、中国が国是とする社会主義と、個人主義の間の矛盾が生まれることとなった。

私は、2004年の憲法改正ついて、次のように書いたことがある。

「ハイエクが明らかにしたように、私有財産権の保護と競争的市場経済は、個人的自由を保障するための基本的条件である。

　この私有財産権が保障されたこと、しかも市場における競争の結果得た利益が、租税公課を支払ったのちは、株主や企業に帰属するという制度は、市場経済国の現代企業制度と変わらない。ここに至って、社会主義市場経済の後者の意味である、「中国共産党の指導の堅持」と、私有財産を保護するという個人主義を内包する憲法の規定とに、原理上の矛盾が生ずるおそれが出てきたのである。すなわち、私有財産制のもとでの競争的市場経済を推進すればする程、個人主義を育成することになる。そうすれば、政治的民主化への要求とそれを求める勢力を強めることになり、中国共産党の指導やそのもとでの全国人民代表大会という政治制度を、将来揺るがしかねない。

憲法前文には、『中国共産党の指導のもと、マルクス･レーニン主義』による『人民民主独裁』という政治形態がうたわれている。社会主義の現実と個人主義の萌芽とが同居した矛盾した憲法であり、現在から将来にかけての中国における政体のあり方や経済政策の方向がどのようなものとなるか、予測は難しい。

以上、改正された憲法が内包する矛盾点を指摘したが、それでは「中国の特色ある社会主義」の建設のための課題はどのようなものであろうか。国家ないし社会がめざす政策を実現しつつ、同時に、ハイエクの思想の核心にある「個人の自由」を確保する制度を模索しなくてはならないのである。」[[6]](#endnote-6)

「中国の現実は、まだまだ官の権力が強大である。党の指導する社会主義を、制度や法制化の面に反映させることにとどめ、直接的な『人治』は、できうる限り範囲を縮小していくことが必要であろう。

人間の良心、すなわち道徳的決断を支えているのが『自由』である。道徳的決断が保障されるためには、経済的自由が保障されねばならない。市場経済こそ人間の自由、それを保障する自由社会と両立する唯一の経済秩序であるというハイエクの言葉をもう一度想起し、社会主義市場経済体制における自由の枠を広げつつ、基本的人権を政治的にも一歩一歩獲得していくことが、今後の中国の「社会主義市場経済」に課せられた課題と言えよう。」[[7]](#endnote-7)

2007年の「物権法」において、国家、集団、私人という各体の所有権に関する権利の保護が、法制上、平等に取り扱われるようになったことは、個人の基本的人権を拡大していくうえで、大きな前進であった考える。2007年の「物権法」の制定は、基本的人権を含めて、広く法治へ向けての大きな前進であるが、法制上だけでなく、法の適用においても、「国家、集団及び私人の物権の平等保護原則」が厳正かつ公正に守られることを願う次第である。

Ⅴ　結び

中国の改革開放の歩みを考察して、次のような知見が得られた。

第一に、GATT次いでWTOへの加盟申請が、改革開放を加速する、あるいは少なくとも後退させない要因となった。

改革開放政策の本質は、① 自給自足体制を打破し、分業体制を確立し、分業による利益を実現すること、② 経済近代化を達成するために、近代技術を生産・流通過程に適用することにあった。そのために、市場経済への移行、外資導入が図られたのであった。

改革初期、直接統制を緩め市場を導入する過程において、物価騰貴が生じた。民衆の不満は、不足している物資の調達、許認可などをめぐる官と民との癒着に向けられた。指導者層の中にも、急速な改革開放に懐疑的な人々がいた。

胡耀邦総書記、趙紫陽総理という改革派のもとで開催された1986年3月-4月の第6期全国人民代表大会第4回会議は、国際並びに国内分業を重視した第7次5ヶ年計画を承認するとともに、「中華人民共和国外資企業法」を採択した。しかしこのように、改革開放政策が進展する一方で、思想的引き締めが行われた。同年9月の中国共産党12期第6回中央委員会総会は、「社会主義精神文明建設の指導方針についての決議」を採択した。同年12月、鄧小平は「旗幟鮮明にブルジョア自由化に反対せよ」という文章を発表、87年1月には、中共中央政治局拡大会議において、胡燿邦総書記が辞任に追い込まれたが、鄧小平は自己の右腕を守ることはしなかった。

しかし、このような政治情勢にあって、1987年11月には「社会主義初級段階」論が承認されるなど、改革開放政策が進展した。GATT加盟を申請している中にあっては、市場経済体制を構築していく必要があり、そのことが、少なくとも改革の逆転はもたらさないための歯止めになったと考えられる。

第二に、市場は、国家による直接統制に勝ると言える。国の経済規模が小さく、経済資源も乏しい間は、経済資源を国家が独占して配分するという方式は、よく機能するとともに、効率的でもあり得る。例えば、インフラ整備のための公共投資が、敏速に効果的に行なえる。しかし、経済規模が大きくなった場合、最適な資源配分を行なうためには、市場経済を導入せざるを得ない。

財市場において、企業は利潤最大化を目指して行動する。その利潤が、経済の効率性を反映したものであるためには、投入物である労働、資本、土地など生産要素の価格も合理的なものでなくてはならず、生産要素市場を導入しなければならなくなる。かくて、統制をひとたび緩めれば、全面的な市場経済の導入にまで至らなくてはならない。中国の改革開放政策の過程が、そのことを示している。

第三に、経済の活性化のためには、努力した人が経済的報酬を得られる制度は、精神的意欲のみに頼っている制度に勝る。改革初期の農民が参加した自由市場の活況、農家戸別生産請負制による農業生産の増加、さらに、近年の私有企業の増大という観察から、経済的報酬およびそれによって得た財産権の保障は、経済活性化をもたらすと言える。

第四に、市場経済の導入は、中国が、人治から法治へ向かう要因となる。公正な市場取引を行うためには、市場のルールを定めることが必要である。ハイエクによれば、「『法の支配』(Rule of Law)とは,、政府が行うすべての活動は、明確に決定され前もって公表されているルールに規制される、ということを意味する。」[[8]](#endnote-8)「国家は、一般的な状況に適用されるルールのみを制定すべきで、時間や場所の状況に依存するすべてのことは、個人の自由に任せなければならない。というのも、それぞれの場に立っている個人のみが、その状況を十全に把握し、行動を適切に修正できるからである。そして個人のそういう知識が自らの計画の作成に有効に使われるためには、計画に影響を及ぼす国家の活動が、予測できなくてはならない。予測できるようになるためには、国家の活動は、予期も準備もできないような現実の状況によって変わるのではない確固としたルールによってなされなければならない」[[9]](#endnote-9)という。本報告で述べた「物権法」もルールの重要なものの一つであり、憲法における私有財産と継承権保護の規定(第13条)や人権を尊重し保障するという規定（第33条）と相まって、物権法の制定は、中国が、「人治」から「法治」へと向かう基盤を法的に整備したという点では大いに評価できる。

第五に、私有財産制は、競争的市場と相まって、個人主義を育てる。これは、中国経済の観察から得られた結論ではなく、ハイエクの理論に基づく予見である。また、物権法の内容が、私人、集団、国家の立場を平等に扱ったものであることは、個人および民間企業の権利を強め、個人主義、民主主義の伸長のために、好ましいものと言えよう。

社会主義という国是と矛盾する個人主義が、中国に育ちつつある。しかし実際には、公安部に属する武装警察によって、民衆の運動は抑圧されている。個人の経済的状況が改善されたといって、それが直ちに個人の政治的発言の拡大や複数政党による議会制民主主義の採用には至らない。中国における人権尊重、民主政治制度の実現には、中国人自身による長い期間の努力が、今後も必要であろう。

1. 「在新的歴史条件下、我們党如何做到“三个代表”（2000年2月25日）」江沢民『論“三个代表”』中央文献出版社、2001年。 [↑](#endnote-ref-1)
2. 「中国共産党規約」（中国共産党第十六回全国代表大会で一部改正のうえ、2002年11月14日に採択）。 [↑](#endnote-ref-2)
3. 鈴木賢・崔光日・宇田川幸則・朱曄・坂口一成訳『中国物権法―条文と解説』成文堂、2007年、18頁。 [↑](#endnote-ref-3)
4. 渠涛｢中国物権法における所有権制度｣星野英一・梁 慧星監修『中国物権法を考える』商事法務、2008年9月、71－92頁。 [↑](#endnote-ref-4)
5. 梁 慧星「中国物権法の制定について」星野英一・梁 慧星監修『中国物権法を考える』商事法務、2008年9月、3-27頁。 [↑](#endnote-ref-5)
6. 「社会主義市場経済と私有企業の保護―ハイエクの視点を中心に―」唐木圀和『中国経済近代化と体制改革』慶應義塾大学出版会、2007年、第11章、254-255頁）。 [↑](#endnote-ref-6)
7. 『前掲書』260頁。 [↑](#endnote-ref-7)
8. ハイエク著、西山千明訳『隷属への道』（F. A. Hayek‘Road to Serfdom’，1944）春秋社、1992年．92頁。 [↑](#endnote-ref-8)
9. ハイエク著、西山千明訳『前掲書』96頁。 [↑](#endnote-ref-9)